

# 四国中央市GISシステム構築業務

## 募集要領

令和 8 年 4 月

四国中央市

# 「四国中央市GISシステム構築業務」企画提案募集要領

## 1. 目的

本募集要領は、四国中央市においてGISシステムの構築にあたり、業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定することについて、必要な事項を定めるものである。

## 2. 業務概要

### (1) 業務名

四国中央市GISシステム構築業務

### (2) 業務内容

業務の目的、仕様等については、別紙「四国中央市GISシステム構築業務要求水準書」を参照すること。

### (3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月19日（金）まで

### (4) 提案上限額

① 初期導入費用：116,576,900円（税込）

② 運用保守費用：5,984,000円／年（税込） <参考価格>

※ 提案上限額は、契約予定額を示すものではない。

※ 初期導入費用は、本契約の履行に係るシステム構築、データ作成、データ移行に係る総額であり、令和9年度以降の運用保守費用は含まない。

※ 運用保守期間は、令和9年4月1日～令和14年3月31日の5年間を予定している。

## 3. 選定方式

参加資格要件の確認、業務実績等及び配置技術者の経験等の内容、システム機能要件一覧により第1次審査を事務局にて書類審査後、第2次審査で、企画提案書等の書類提出を求め、四国中央市GISシステム選定委員会（以下「委員会」という。）において、プレゼンテーション審査を実施し、最も優れた企画提案を行った者を優先交渉権者として、選定する公募型プロポーザル方式とする。

なお、第2次審査の実施時間の制約上、参加表明者が6者以上の場合、委員会において、第1次審査の結果をもって5者に予め選定する場合がある。

## 4. 主催者及び事務局

### (1) 主催者

四国中央市長 大西 賢治

### (2) 事務局

四国中央市 都市整備部 都市計画課

〒799-0413

愛媛県四国中央市中曾根町500番地

電話：0896-28-6231 / FAX：0896-28-6189

E-mail：toshikeikaku@city.shikokuchuo.ehime.jp

## 5. 提案者に求められる参加資格要件

### (1) 参加者の構成等

#### ① 参加者の構成

参加者の構成は、次のいずれかの形態とする。

ア 単体企業

イ 共同企業体

### (2) 本企画提案に参加できる者は、以下の全ての条件を満たす者とする。

① 令和7・8年度四国中央市建設工事等入札参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等、業務委託）を提出している者又は令和8年5月11日（月）までに提出する者であり、参加表明書の提出期限までに入札参加有資格業者名簿に登載されている者であること。

② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。

③ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更正手続開始の申し立てがなされている者でないこと。

④ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。

⑤ 参加表明書の提出期限の日から契約締結の日までの間において、四国中央市建設工事等入札参加資格停止措置要綱（平成16年四国中央市告示第35号）に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと。

⑥ 四国中央市暴力団排除条例（平成23年条例第30号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等である役職員を有する団体又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

⑦ デジタル庁が提供するモデル仕様書に適合しており、デジタル地方創生サービスカタログに掲載されていること。

⑧ デジタル庁が運営する「DMP（デジタルマーケットプレイス）」に本業務で提案するパッケージ商品が登録されていること。

### (3) 複数の事業者等により構成される共同企業体の要件は以下のとおりとする。

① 共同企業体を構成する全ての事業者は、前項①から⑥までの要件を満たす者であること。

② 共同企業体の代表構成員を定め、構成する全ての事業者名等を記載し、それぞれの代表者印を押印した「参加表明書（様式-2）」及び「共同企業体協定書の写し(09\_共同企業体協定書モデル案を参考にすること)」を提出すること。その際、代表者印は契約時に使用するものと同ーとすること。なお、「共同企業体協定書の写し」は、契約締結までに提出すれば足るものとする。

③ 共同企業体においては、代表構成員が前項⑦及び⑧の要件を満たす者であること。また本業務で構築するソフトウェアは代表構成員の開発したパッケージシステムで統一すること。

- ④ 共同企業体の構成員の数は、2者または3者とする。
- ⑤ 共同企業体の代表者の出資比率は、構成員中最大とする。また、構成員の最低出資比率は、2者で構成される共同企業体の場合は30%以上とし、3者で構成される共同企業体の場合は20%以上とする。
- ⑥ 本業務で結成された共同企業体の構成員は、本業務における他の共同企業体の構成員になることはできない。また、共同企業体に所属しながら自らが単体で提案を行うことは認めない。
- ⑦ 参加表明書提出期限後は、共同企業体の代表者及び構成する事業者を変更することはできない。

## 6. 選定スケジュール

本業務に係るスケジュールは以下のとおりとする。

内 容	時 期
公募開始	令和8年4月28日(火)
質問書の受付期限日	令和8年5月8日(金) 17時必着
質問書の回答期限日	令和8年5月13日(水)
参加表明書等(第1次審査)の提出期限日	令和8年5月14日(木) 17時必着
第1次審査結果の通知日	令和8年5月21日(木)
企画提案書等(第2次審査)の提出期限日	令和8年6月1日(月) 17時必着
第2次審査(プレゼンテーション)の実施日	令和8年6月4日(木) (予定)
第2次審査結果通知日	令和8年6月中旬
契約締結日	令和8年6月下旬

※スケジュールは変更となる場合があります。

## 7. 参加表明・企画提案書等に係る質疑

本企画提案の内容に関する質疑の方法は、メールのみとする。  
その際は、質問書(様式-14)を利用すること。

- (1) 提出期限  
令和8年5月8日(金) 17時 必着
- (2) 提出先  
四国中央市 都市整備部 都市計画課
- (3) 回答方法  
質問に対する回答は、令和8年5月13日(水)までに、当市公式HP上で回答する。

## 8. 参加表明書等(第1次審査)の書類提出

- (1) 提出期限  
令和8年5月14日(木) 17時 必着

(2) 提出先  
四国中央市 都市整備部 都市計画課

(3) 提出部数  
1部

(4) 提出書類

以下の様式等については、別紙「様式集」及び「機能要件一覧（公開型GIS）」を利用すること。なお、様式については、市公式HPに掲載するので、各提案者はダウンロードし、必要事項を記入して提出すること。

- |                 |          |
|-----------------|----------|
| ①参加表明書 [単体用]    | (様式-1)   |
| ②参加表明書 [企業体用]   | (様式-2)   |
| ③会社概要書          | (様式-3)   |
| ④業務実績表          | (様式-4)   |
| ⑤技術者調書          | (様式-5～7) |
| ⑥構成員調書※企業体の場合   | (様式-8)   |
| ⑦機能要件一覧（公開型GIS） | (様式-16)  |

※ ③④においては、共同企業体で参加する事業者は代表構成員の内容について記載することとする。

※ ⑤技術者調書においては、第1次審査評価基準となっているため、本業務に配置する者を記載のこと。また、特別な理由がない場合に限り、変更は認めない。

※ デジタル地方創生サービスカタログ、DMPの査証となる印刷画面を併せて提出すること。

(5) 提出方法

持参、書留郵便又は民間事業者による信書便の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）の方法により提出すること。

表紙は「四国中央市GISシステム構築業務 参加表明書等」と記載すること。

## 9. 参加資格の通知

通知日：令和8年 5月 21日（木）

参加表明者に対して、参加表明書に記載されたメールアドレス宛に、参加資格通知書をメールにて送信し、後日文書にて通知する。なお、参加資格者は、下記の事項を併せて通知する。

- ① 企画提案書で使用する提案者記号（例：○社、△社、□社、…等）  
※ 提案者記号については、事務局が決定する。また、参加表明者が1者であっても、参加資格を有するものであればプロポーザルを実施する。
- ② 第2次審査の日程

## 10. 企画提案書等（第2次審査）の書類提出

- (1) 企画提案書・見積書の提出期限  
令和8年 6月 1日（月）17時 必着

(2) 提出先

四国中央市 都市整備部 都市計画課

(3) 提出部数

企画提案書

紙媒体 10部

電子媒体 (CD-R 又は DVD-R) 1部

価格提案書 1部

(4) 提出方法

持参、書留郵便又は信書便により提出すること。

※ 価格提案書については、別紙「価格提案書の封入方法」を確認の上、封入封緘すること。

(5) 提出書類

① 企画提案書 (様式任意)

別紙「企画提案書作成要領」に基づき作成すること。なお、提案書の各書類には、提案者の氏名等を表記せず、当市が指定する標記(例：○社、△社、□社、…等)を使用すること。また、電子媒体 (CD-R 又は DVD-R) も併せて提出すること。

② 企画提案誓約書 (様式-9)

③ 価格提案書 (代表者印を押印したもの) (様式-10)

※ 見積書には、構築業務・運用保守業務に係る明細書 (様式-11・様式-12) を同封のこと。

## 11. 第2次審査結果の通知

(1) 審査結果

令和8年6月中旬予定

第2次審査参加者全員に、郵送にて通知する。

## 12. 受注者の選定について

(1) 基本的な考え方

① 受注者の選定については、プレゼンテーション審査等の評価を基に、本業務の内容に最も適すると認められる者を選定することとする。なお、参加表明書の提出が1者のみであっても審査を行い、事務局が求める目的に添ったものであると判断した場合においては、その者を優先交渉権者とする。

② 提出書類等は、あくまでも本業務を受注する者を選定するための資料であり、そこに盛り込まれた内容全てが実際の構築の条件になるとは限らない。本業務を進めるにあたり、発注者と受注者の協議により提案の内容を変更することがある。

③ 発注者は、委員会において選定された優先交渉権者とGIS機能を確認後、委託業務契約の締結交渉を行う。なお、優先交渉権者の提出した見積書の金額を超える金額での契約はしない。また、この契約の締結交渉に参加したものが辞退した場合、次点交渉権者と委託業務契約の締結交渉を行う。発注者は、交渉が成立したものを受注者とする。

## (2) 選定方法

### ① 第1次審査の実施

参加表明書等の提出書類の記載内容について、委員会事務局による書類審査を実施する。審査内容は、参加資格要件を確認するとともに、業務実績等及び配置技術者の経験等の内容、また機能要件一覧（公開型GIS）の内容について審査する。

なお、第2次審査の実施時間の制約上、参加表明者が6者以上の場合、委員会において、第1次審査の結果をもって5者に予め選定する場合がある。

### ② 第2次審査の実施

企画提案書に基づき、提案者のプレゼンテーションを受け、選定委員が審査を行うものとする。

審査は、提案者名を公表せず、以下のとおり行うことを予定している。

- プレゼンテーションは、1者ごとの呼び込み方式とし、持ち時間は40分とする。（1者につき説明30分程度、質疑10分程度とする。）
- 実施の順番は、当市における責任抽選により決定するものとする。（抽選結果については、企画提案書等の書類提出期限以降にメールにて通知する。）

#### 【日程等について】

開催日	令和8年6月5日(金) (予定)
実施時間	参加資格の通知時に通知する。
開催場所	消防防災センター会議室
参加人数	各提案者6名迄
その他	ディスプレイ及びコード類は本市で用意する。 その他のプレゼンテーションの実施に必要な機材は、提案者にて準備すること。

## (3) 選定基準

### ① 第1次審査選定基準

参加資格要件の確認、会社概要及び業務実績・配置技術者、機能要件一覧（公開型GIS）等の記載内容によって採点する。

【評価配点表】

評価項目	評価内容	配点
会社概要及び実績	会社概要	40
	業務実績	50
配置技術者の経験及び能力	管理技術者の実績	15
	管理技術者の保有資格	15
	照査技術者の実績	15
	照査技術者の保有資格	15
	担当技術者の実績	10
	担当技術者の保有資格	10
共同企業体の構成員の能力	共同企業体の構成員の能力(GIS構築)	15
	共同企業体の構成員の能力(地形図更新)	15
システム機能要件	別紙システム機能要件一覧による	100
合計評価点		300

② 第2次審査選考基準

評価項目	評価内容	配点
企画提案書	業務の全体計画	20
	業務体制	20
	業務工程、業務フロー	20
	導入するソフトウェアの特徴	20
	ネットワーク構成	30
	データ搭載・移行・連携	50
	編集用システム	80
	公開型GIS	80
	地形図更新	60
	システム運用・保守	30
	その他提案	50
プレゼンテーション	総合評価	40
	システム操作性	40
	デモンストレーション	30
	実行力	30
合計評価点		600
企画評価点 (第1次審査評価点+第2次審査評価点の合計)		900
価格評価点	本業務の見積	70
	次年度以降システム運用保守見積	30
総合評価点計		1000

企画提案書の内容について、プレゼンテーションを受け、「評価項目基準（第2次審査）」により採点する。なお、第1次審査の評価点は第2次審査の評価点に加点する。

ア 企画提案書・プレゼンテーションの審査は、別紙の企画提案書作成要領に記載する評価項目基準表（第2次審査）により採点する。

イ 価格評価点は、「四国中央市GISシステム構築業務」に係る費用と、「四国中央市GISシステム運用保守業務（5年間参考価格）」を加えた額（以下「合計提案価格」という。）について、次に示す計算式に基づき算出するものとする。

・ 四国中央市GISシステム構築業務  
(参加事業者最低提案見積額 ÷ 当該評価対象参加事業者の提案見積額) × 70 点

・ 四国中央市GISシステム運用保守業務（5年間参考価格）  
(参加事業者最低提案見積額 ÷ 当該評価対象参加事業者の提案見積額) × 30 点

※ それぞれの提案価格が提案上限額を超える場合は失格となる。

③ 総合評価点計を算出し、最も点数の高い者を優先交渉権者とし、次に点数の高い者を次点交渉権者として選定する。

なお、総合評価点数が同点の場合は、価格評価点の高い提案者を選定する。

価格評価点においても同点の場合は、くじ引きにより優先交渉権者を決定する。

#### (4) 業務委託契約

① 契約形態

交渉権者と交渉が成立した場合に業務委託契約を締結するものとする。

② 契約方法

公営企業会計施行令第21条の14第1項第2号に基づき随意契約とする。

③ 費用の支払い

委託料の支払いについては、業務完了後とする。

なお、四国中央市業務委託契約約款（公共工事に係るもの以外の業務）の規定に基づくものとする。

④ 契約保証金等

四国中央市契約規則(平成16年四国中央市規則第50号)第43条に基づき請負金額の100分の10以上の納付、若しくは第44条に定める担保の提供を求めるものとする。

### 13. 企画提案者の失格

(1) 本要領等に示した参加に必要な資格を有しない者が行った提案

(2) 「参加表明書」以外の者が行った提案

(3) 参加表明者の記名及び押印を欠く場合

(4) 提出書類のうち、いずれかに虚偽の記載を行った場合

- (5) 2通以上の提案を行った場合
- (6) 公募開始から契約を締結するまでに提案者が、市職員及び公職にある者と不当な接触を行った場合

#### 14. その他

- (1) 本企画提案等に要する費用は、全て企画提案者の負担とする。
- (2) 参加表明書提出後、辞退を希望する場合は、速やかに参加辞退届(様式-15)を提出すること。
- (3) 提出書類の様式については、別紙「様式集」のとおりとする。
- (4) 提出書類は、日本語を用いることとし、通貨は日本円とする。
- (5) 企画提案書等の提出された書類に関して委員会事務局より電話での問い合わせ、追加資料等の提出を求められることがある。問い合わせ等を受けた場合は速やかに回答すること。
- (6) 企画提案書はそれ自体で完結したものとすること。よって、専門用語等については、一般用語を用いて脚注を付記するなど、職員が理解しやすいものとすること。審査を担当する職員が理解できない内容については、採点されない場合があることに留意すること。
- (7) 第2次審査(プレゼンテーション)では、「企画提案書作成要領」中の評価項目基準表(第2次審査)に基づき、本市職員で構成する委員会が採点するものとする。
- (8) 企画提案書等に関する書類の変更、差替え及び再提出は基本的に認めない。ただし、誤字脱字等の軽微な修正については、この限りでない。
- (9) 提出された企画提案書等は、返還しない。